

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○議長（大島理森君） 階猛君。

〔階猛君登壇〕

○階猛君 国民民主党の階猛です。

ただいま議題となりました出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案に対し、国民民主党を代表して質問いたします。

（拍手）

なお、政府側の答弁が不十分な場合、再質問をさせていただきます。

さて、本法案は、ことし六月に閣議決定されたいわゆる骨太方針二〇一八の新たな外国人材の受入れの項目に記載された内容をほとんど変えず、法律の形式に整えただけの手抜き法案です。

しかも、新たに設けられる在留資格である特定技能は、どんな業種で何人程度の外国人に付与されるのか、どの程度の専門性、技能があれば認められるのか、肝心な点が条文上明らかではありません。

これでは特定技能というより不特定技能です。

本法案は、骨と皮だけがあつて筋も通っていない、骨皮だけの筋なし法案と言わざるを得ません。

本法案が肝心な部分を法務省令に白紙委任し、法案成立後に法務省が実質的な立法権を行使しようとするのは、国会を唯一の立法機関とする憲法四十一条に照らしてみても問題であります。

文書の改ざんや隠蔽で国会を欺き、審議を空転させた安倍政権の国会軽視の姿勢がここにもあらわれています。国会の権限を踏みにじる本法案については、政府として原案の早期成立にこだわるべきではありません。総理の見解を伺います。

骨皮だけの筋なし法案につき、肉づけをし、血を通わせるためには、外国人を受け入れた後の生活支援が重要となります。外国人を単なる労働力として扱うのではなく、同じ人間として扱い、日本人と共生して地域社会になじんでいける体制を整える必要があります。そうでなければ、日本人と外国人との間に心理的、物理的な障壁ができ、国民の不安と不満が高まりかねません。また、そんな状況を放置すれば、将来的には、日本の経済界が幾ら望んでも、外国人の側が日本で働くことを選択しなくなる時代が来るかもしれません。

その意味で、政府が年内にまとめるとされる外国人材の受入れ、共生のための総合的対応策の内容を充実させ、これを生かして政府は本法案を立案すべきでありました。そうしなかった理由について、総理の説明を求めます。

骨太方針では、外国人労働者の受入れの前提条件として、「生産性向上や国内人材の確保のための取組（女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏

まえた処遇の改善等）」を行うことが明記されています。しかし、本法案では、そのような文言が見当たりません。

こうした前提条件なしに外国人労働者を受け入れられるならば、日本人の雇用の機会が奪われたり、処遇に悪影響が及んだりする危険があります。骨太方針の最も重要な骨が、本法案では欠落しています。

業種ごと、受入れ機関ごとに、外国人労働者の受入れの可否や人数を定めるに当たり、生産性向上や国内人材確保の取組を行ってきたかどうかを考慮するのか、総理の見解を求めます。

また、仮に考慮するとした場合、総理や与党議員のお友達が優遇されるといった、行政手続の公正さが損なわれる事態を防がなくてはなりません。権力者と業界団体や個別企業等との癒着を防ぐため、業種ごと、受入れ機関ごとに外国人労働者の受入れの可否や人数を判断する客観的、具体的基準を法案の条文に明記すべきではないでしょうか。総理の見解を求めます。

外国人労働者の受入れ規模を単年度のフローの数字で示すことは当然ですが、それだけでは足りません。生産年齢人口の推移、労働参加率の動向、AIやICTによる省力化、行政サービスの供給能力も勘案し、中長期的なストック、すなわち、特定技能を含む就労可能な在留資格を有する外国人の総数の上限を政府として示すべきです。

政府は、国民の人口に比して、一定程度の規模の外国人及びその家族を受け入れることを移民政策の要件として掲げた上で、移民政策をとらない

と明言しています。それならば、将来的な外国人労働者の受入れ総数の上限を示した上で、総人口に占める比率が低水準にとどまることを説明するべきです。上限を示さないのであれば、移民政策をとらないとは言えないのではないのでしょうか。総理の答弁を求めます。

本法案施行後は、技能実習生の多くが特定技能一号資格を取得し、日本で働き続けることが想定されます。

本来、技能実習制度は、開発途上地域等への技能等の移転を図り、その経済発展を担う人づくりに協力することを目的にしています。本法案により、技能実習制度を日本の人手不足解消のために利用可能とすることは、制度の目的、趣旨からかけ離れています。技能実習生が本国に戻って活躍する必要がなくなるのであれば、技能実習制度の意味がありません。

新たな外国人労働者の受入れ制度を始めるのであれば、技能実習制度を廃止すべきではないでしょうか。総理の答弁を求めます。

そもそも技能実習制度では、最低賃金法や労働基準法などの労働法令違反や、セクハラ、パワハラなどの人権侵害により、技能実習生が劣悪な労働環境を強いられている事例が多々あります。

きょうも、技能実習生の皆さんが傍聴に来られています。新たな外国人労働者の受入れ制度を始める前に、総理みずから技能実習生の声を聞くなどして、現状をしっかり把握すべきではないでしょうか。そして、新制度で同様の問題が生じないような制度設計をするべきではないでしょうか。

総理の見解を求めます。

本法案で受け入れる外国人労働者には、在留資格の範囲で転職の自由が認められる方針だと伺っています。転職によって都市部の待遇のいい企業に外国人労働者が集中し、地方の中小企業の人手不足は解消しないようにも思えます。

外国人労働者の転職の自由と地方の中小企業の人手不足の解消をどのように両立させるのか、総理の答弁を求めます。

本法案の立法理由としては、人手不足の深刻化が挙げられています。他方、政府は、次回一〇％への消費増税時には、飲食料品や新聞などにつき税率を八％に据え置く複数税率を導入しようとしています。

関係する業界の中小零細事業者については、区分経理や顧客対応などで事務負担がふえ、必要な人手がふえませす。これは、人手不足の解消を図る方向性と矛盾しているのではないのでしょうか。財務大臣の答弁を求めます。

同じく、本法案の立法理由として人手不足の深刻化を挙げつつ、政府は、外国人労働者の受入れ規模が決まる前から、法務省に外局を設け、定員を大きくふやそうとしています。

これは、貴重な国内労働力を公務部門で吸収することにつながります。人手不足の解消を図る方向性と矛盾しているのではないのでしょうか。法務大臣の答弁を求めます。

以上述べましたとおり、新たな外国人労働者の受入れ制度を開始する前に検討すべき論点は数多くあります。本法案の審議は、法務委員会単独で

はなく、関連委員会との合同審査を交え、丁寧に時間をかけて行うべきです。

政府提出の骨皮だけの筋なし法案を短期間で手つかずのまま国会で成立させるようなことがあれば、国会議員が国民から責任放棄のそしりを受けられることは免れないでしょう。

与野党の議員が知恵を出し合い、よりよい答え、新しい答えをつくり出していくべきです。政府としても、来年四月の施行にこだわる特段の理由はないはずですが、最後にこの点について総理の見解を求め、私からの質問を終わります。

以上です。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 階議員にお答えいたします。

入管法改正法案の立法プロセス等についてお尋ねがありました。

入国管理及び難民認定法は、入国、在留する外国人の動向や経済社会情勢の変化に即応するため、出入国管理、在留管理の仕組み、在留資格の種別などを法律事項として定め、在留資格に関する具体的な細部事項は、臨機に対応が可能な法務省令等の下位法令に委ねております。

外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材確保のための取組を行うことがその前提となりますが、その具体的な内容については、業界ごとに異なる事情や時間の経過とともに変化する雇用情勢を踏まえて個別に検討していく必要があることから、法律で定めることは適当でないと考えています。

その上で、制度に関する重要な事項については、国会での御審議に資するよう、今後の審議の過程において早目にお示しすることとしており、国会の権限を侵しているとの御指摘は当たりません。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策は、今回新たに受け入れる外国人材に限らず、外国人一般の円滑な受入れ、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備のための対策を総合的に検討しているものであります。

外国人材の中長期的な受入れ規模についてお尋ねがありました。

具体的な受入れ見込み数については、各業所管省庁において現在精査中ですが、今回の法案審議に資するよう、近日中に業種別の初年度と五年後の現段階での受入れ見込みの数をお示しする予定で

す。

お示しする数字は、制度の趣旨に沿って、業界ごとに異なる雇用情勢、政策的な要素等、業界の特性、事情を踏まえ、さらに、当該分野において一定の専門性、技能を有する外国人材を確保する実現可能性も勘案しながら受入れ見込み数を推計したものととなります。

したがって、大きな事情変更がない限り、この数字を超えた受入れは行われなことから、その意味で、受入れ数の上限として運用することとなります。

政府としては、法律に基づいて政府が策定することとされている分野別運用方針において、更に精査の上、五年ごとに向こう五年間の受入れ見込み数をお示していく予定です。

分野別運用方針に明記する数字は、受け入れる業種における大きな経済情勢の変化、つまり各業種の雇用情勢全般にかかわる事項についての大きな変化が生じない限り、五年間は受入れ数の上限としてこれを維持することとなります。

技能実習制度と新たな外国人材の受入れ制度についてお尋ねがありました。

技能実習制度は、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度ですが、一部の監理団体や受入れ企業において労働関係法令違反や人権侵害が生じている等の指摘があることから、制度を見直し、昨年十一月に技能実習法が施行され、制度の適正化を図っているところ

です。

新たな受入れ制度の導入に当たっては、日本人と同等の報酬をしっかりと確保するとともに、社会の一員としてその生活環境を確保するため、現在検討を進めている外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策をしっかりと実行に移し、在留のための環境整備について、関連施策を積極的に推進することとしております。

転職の自由と人手不足解消の両立についてお尋ねがありました。

全国各地で人手不足が深刻化する中、とりわけ地方における人手不足の対応は、政府として取り組むべき喫緊の課題であると認識しております。

今回の新たな外国人材の受入れ制度においては、外国人材が自由に受入れ機関と雇用契約を締結することを前提としており、制度の趣旨に鑑みても、

通常は人手不足が深刻な受入れ機関において受け入れられるものと考えております。

したがって、外国人労働者の転職の自由と人手不足については、相反するものではなく、また、必ずしも大都市圏に限らず、地方においても受入れは進むものと考えています。

法律の施行時期と法案審議のあり方についてお尋ねがありました。

アベノミクスの推進により、成長から分配への経済の好循環が着実に回りつつある中、有効求人倍率が四十四年ぶりの高さとなる一方で、少子高齢化により、労働力となり得る生産年齢人口は毎年減少し、現下の人手不足の状況は深刻な問題となっており

ます。

政府としては、この待ったなしの課題に迅速に対応するため、来年四月から制度をスタートさせることを目指すものです。

国会での本法案の審議のあり方については、国会で御審議いただくことであると考えております。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣（麻生太郎君） 階議員から、軽減税率制度の事務負担について、一問お尋ねがあつております。

軽減税率制度の実施により、事業者の方々には新たな区分整理等の事務負担をお願いすることになります。そのコストは事業者によってさまざまと考えられますが、区分整理が困難な中小事業者等には、税額計算の特例を設けるなどの負担軽減

を行うことといたしております。

軽減税率は、低所得者に配慮する観点から実施することにしたものであります。したがって、その円滑な実施に向け、引き続き着実に準備を進めてまいりたいと考えております。（拍手）

〔国務大臣山下貴司君登壇〕

○国務大臣（山下貴司君） 階猛議員にお答え申し上げます。

本法案の立法理由として人手不足の深刻化を挙げつつ、法務省に外局を設け定員を大きくふやそうとするのは、貴重な国内労働力を吸収することにつながり、矛盾ではないかとのお尋ねがありました。

平成三十一年度概算要求において、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設する機構要求を行い、また、増員要求を行うこととしたのは、新たな外国人材の受入れに関する業務のみならず、外国人の受入れ環境整備に関する業務を円滑かつ効率的に実施するための体制整備が必要不可欠であると考えたためです。

同庁新設により、一般の新たな外国人材の受入れに関する業務を始め、出入国在留管理行政をより一層強力に推進してまいりたいと考えております。（拍手）

○議長（大島理森君） 階猛君から再質疑の申出がありますから、これを許します。階猛君。

〔階猛君登壇〕

○階猛君 再質問を二つさせていただきます。

三点目の質問ですが、私は、骨太方針で前提条件として挙げられていた生産性向上や国内人材の

確保のための取組といった文言が法案では見当たらないことを指摘した上で、今回、新たな制度が始まる際、業種ごと、受入れ機関ごとに、外国人労働者の受入れの可否や人数を定めるに当たっては、生産性向上や国内人材確保のための取組という骨太方針に掲げられていた要素を考慮するかどうか、これを総理に尋ねました。明確な回答がなかったと思料いたしますので、再度質問させていただきます。

もう一点、質問をさせていただきます。

先ほど、技能実習制度について、現在でも、最低賃金を大きく下回り、残業手当が時給三百円、あるいは労働基準法の労働時間規制を大きく上回る長時間の労働、こういった問題など多々あるということを踏まえつつ、こうした労働法令違反あるいはセクハラ、パワハラなどの人権侵害によって技能実習生が劣悪な労働環境を強いられる事例を直視すべきだ、そして、きょうも技能実習生の皆さんが多数傍聴にいらつしやいますけれども、新たな外国人労働者の受入れ制度を始めるのであれば、その前に、総理みずから技能実習生の声を聞いて現状を把握すべきではないかということをお尋ねしました。この点についても明確な回答がございませんでしたので、再度質問をさせていただきます。

以上です。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 再質問にお答えをいたします。

外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材確

保のための取組を行うことがその前提となりますが、その具体的な内容については、業種ごとに異なる事情や時間の経過とともに変化する雇用情勢を踏まえ個別に検討していく必要があることから、法律で定めることは適当でないと考えております。

そして、技能実習制度は、技能、技術又は知識の開発途上国への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度ですが、一部の監理団体や受入れ企業において労働関係法令違反や人権侵害が生じている等の指摘があることから、制度を見直し、昨年十一月に技能実習法が施行され、制度の適正化を図っているところでありますが、引き続き当局においてしっかりと対応していくものと考えております。（発言する者あり）

○議長（大島理森君） 今協議しておりますから、階君から再々質疑の要求がございます。階猛君、静かに。

〔階猛君登壇〕

○階猛君 重要なところでございますので、重ねて再質問させていただきます。

まず一点目について、生産性向上や国内人材確保の取組を行ってきたかどうかを、業種ごと、受入れ機関ごとの外国人労働者の受入れの可否や人数を定めるに当たり考慮するのかということをお尋ねしました。法令に定められているかどうかというのを聞いています。法令に定められていないのかというのを聞いています。

そしてもう一つ、外国人労働者の受入れ制度を始める前に、総理みずから技能実習生の生の声を

聞くなどして現状を把握すべきではないか、この問いに対しても、技能実習生の声を聞くなどして現状を把握するのかどうか、明確ではなかったと思えます。もう一度答弁をお願いします。

以上です。（拍手）

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 再々質問にお答えをいたします。

外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材確保のための取組を行うことがその前提となります。その具体的な内容については、業界ごとに異なる事情や時間の経過とともに変化する雇用情勢を踏まえて個別に検討してまいります。

そしてもう一点、技能実習生からの意見を私が聞くべきではないかとの御質問でございますが、それにつきましては、まさにこの法案を所管している法務省において適切に対応していくことが正しい、このように考えております。（拍手）